

監 査 公 表

監査公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、令和7年1月14日 土佐市 Aから提出のあった高知県職員措置請求について監査を行い、同年3月7日に監査結果を通知したので、同条第5項の規定により、次のとおり公表する。

令和7年3月28日

高知県監査委員	横山文人
同	上田貢太郎
同	奥村陽子
同	五百藏誠一

（請求人氏名を「A」、企業名を「B」、「C」及び「D」としたほかは原文のまま掲載）

高知県職員措置請求監査報告書

第1 監査の請求

1 高知県職員措置請求書の提出

令和7年1月14日

2 請求人

土佐市 A

3 請求の内容（原文登載）

請求人提出の高知県職員措置請求書による措置内容及び請求の理由は、次のとおりである。

（1）措置内容

補助事業者である公益財団法人高知県産業振興センター（以下「センター」という。）に対して高知県（以下「県」という。）が支出した令和5年度高知県新事業チャレンジ支援事業費補助金のうち、間接補助事業者である株式会社B（以下「B」という。）にセンターが支出した補助金2,500万円（以下「本件補助金」という。）の県への返還を求める。

（2）請求の理由

（1）他の用途使用がされた

1) 自家焼却施設として設置

間接補助事業は新たに中間処理業を行うための焼却施設一式整備（資料①）である。令和5年9月27日に補助金交付決定をうけ令和6年1月末までの事業期間で焼却施設の整備を進めてきたものである。

ところが間接補助事業者は令和6年1月の地元説明会では自家処理施設を設置し自家処理をおこない業許可後に業を行うとした（資料②）。説明会資料では、「リサイクル業や建設解体業から排出される自社処理が目的で東鴨地に用地を求め…小型焼却炉を建設中」（資料②P1）などと記している。

中間処理施設として整備してきたにもかかわらず、施設を設置した目的が自家焼却としている。自家焼却は、中間処理業の許可をとらなくても出来るのであるから既存事業である。「既存事業等、補助事業以外で用いる場合」は目的外使用（資料③・公募要領P11）である。

高知県産業廃棄物処理指導要綱」（資料④）では設置許可のいらない小規模炉でも、業の用に供するならば中間処理施設とみなされ（同要綱第2条6）、事前協議（同第7条）と事前住民説明（同第3条）が求められる。しかしながら事業者は自家処理施設であるから第2条6項は該当しないとした（資料②P2）。施設設置の事前協議は不要としたのである。業のための施設でありながら自家焼却とした偽りで、施設設置前の事前協議逃れに用いたものであり悪質である。

2) 自家焼却として利用

令和6年1月の説明会資料では、間接補助事業者・（株）Bがしている古物商の残さ：廃プラスチック。Bのしている解体業からの残さ：紙くず、木くず、繊維くず、廃油が主に自家処理となる処理フローが示されている（資料②P2）。ほぼ同様の内容で、産業廃棄物処理業申請（資料⑤）がされている。説明会でも自家処理分が結構あると説明していた。そのことを私が2024年12月10日の市議会で市の担当課長に問うと「施設の規模から業での受け入れ分より自家焼却の処分が多いと想定している旨の説明があったと認識している」との答弁があった。また「現在、他社の産業廃棄物を受け入れるための契

約には至っておらず、自家焼却のみ」と答えている（資料⑥）。つまり自家焼却は業開始後も、多いとしている。業の分よりも多いという説明もされている。

これは市場の新規性要件を満たさない（資料③ P 22）。「既存事業等、補助事業以外で用いた場合目的外使用と判断し、残存簿価相当分を返還いただく」（資料③ P 11）とされており返還が求められるものである。

申請した事業計画（資料⑦・P 1）では、「既存事業と新規事業ではターゲットとする市場及び顧客は明確に異なる」としている。既存事業は鉄スクラップ卸売業だけであり、解体業をしていることは記されていない。ターゲットでは短期的には「南国市・香南市・香美市の事業者とする」（同 P 5）としている。事業計画では自家焼却は全く否定しているのである。具体的な対象をあげて「受託の見込みは高い」（同 P 5）としている。現在未契約であることから信ぴょう性が問われる。また自家焼却は新規事業ではない。新規事業の売上高（同 P 13 P 14）は自家焼却が多いとその分減る。求められる新規事業の「売上高要件 5 % 以上」（資料③ P 22）は満たさなくなる。

以上、間接補助目的に反し自家焼却施設をして設置し、利用においても事業計画を反故にした自家焼却利用であることが明らかになっている。「高知県補助金交付規則」第15条2(1)（資料⑧）の示す間接補助事業の用途外使用がされている。

(2) 申請資料に虚偽及びその疑いがある。

先に述べたように、申請資料において、新市場進出や売上高 5 % の内容に虚偽またその疑いがある。古物商（鉄スクラップ卸売業）や解体業での自家処理をすとした【処理フロー】（資料② P 2）は 9 月 4 日県提出としている。令和 5 年 9 月 27 日の補助金決定前である。【処理フロー】では業開始を令和 6 年 4 月とするなどスケジュールも申請資料（資料⑦ P 7）と違っているが、計画内容の変更をしていない。

その他に、1 日の稼働時間や再燃焼装置設置で競合他社より有利としている（資料⑦・事業計画書 P 6、P 10）が、県環境対策課に問うと、「1 日の稼働時間

は通常 8 時間である。再燃焼装置は設ける必要があり他社も設けている」（資料⑨）とのことだった。

間接補助事業では設置許可の要らない小型炉（廃プラ専焼炉 H-2 T 型：8 kg／時間、H-9 T 型：84 kg／時間）を用いている。廃プラ専焼炉は年 1 回のダイオキシンの自主検査も求められない（ダイオキシン類特措法による届出不要炉）。塩化ビニールは燃やさない（資料⑩）としている。事業計画の競合他社（資料⑦ P 10）では競合 2 社と比較し「性能面で優位性がある」としているが、競合 2 社（C 450 kg／時、D 1,580 kg／時）（資料⑪）と比べ間接補助事業の焼却炉は小さく、費用対効果は逆に悪いとみられる。

短期的なターゲットである南国市・香南市・香美市の事業者（資料⑦ P 5）と土佐市の間には高知市がある。高知市許可での競合他社（4 品目焼却）は 3 社ある（資料⑪）が比較検討をしていない。

「将来の展望」（資料⑦ P 9）では解体業から生じる木くずなどのゴミの需要を示している。しかし解体業で求められるのは循環型社会をめざし、リサイクルの推進である（資料⑪）。木くずでは焼却を少なくしてリサイクル化を高めることである。間接補助事業者は焼却処理だけで破砕処理などできない。高知市をいれた競合他社 5 社と比べ焼却能力は 1 番低く、破砕などリサイクルする処理ができない。

令和 6 年 10 月 23 日の説明会では「施設の規模から業での受け入れ分より自家焼却の処分が多いと想定している」と間接補助事業者側が説明したことを土佐市の担当課長が覚えている（資料⑥）。競合他社の実情をみれば説得性はある。事業計画の競合他社との比較は不正確であり虚偽の疑いがある。

以上申請資料に不正確で虚偽及びその疑いがある。間接補助事業の目的である新たな中間処理業ができる根拠は不十分である。自家焼却との目的外使用を促す問題である。補助事業者は重要説明事項で予算適正化法に違反した場合（虚偽報告）には補助金の返還など行うとしている（資料③ P 17）。「補助金申請に関する誓約書兼同意書」（資料⑫）でも確認しているが処分がされていない。補助事業者は善良な管理者としての適切な処分を怠っている。

(3) 公益性がなく法令違反である

県（工業振興課）は、過去に中間処理業の採択例はある（資料①P2）としているが、採択例は木質チップをつくる木材の破碎処分である。中間処理は多種あるが焼却処分は、地球環境への負荷が大きい。生活環境の影響が十分考慮される必要があることからわずか4か月と期限を切ったチャレンジ支援事業費補助は無理があった。県は周辺住民の同意は要件にしていない（資料①P2）としているが、住民同意は審査視点③実現性にかかわる大事な要件とすべきである。問題は申請内容に上げた近隣住民対策（資料①P2）が違っていたことである。岩戸米など周辺農産物から影響を懸念される立地場所を選択したことや焼却施設設置後に住民説明会を行ったこと（資料⑬）を問題にし、問題が起こらないようにするのが公益を守る立場である。

地方自治法では、補助金は公益上必要な場合に補助ができる。公益法人法では公益は多数の利益増進に寄与すべきものとされている（資料⑭）。これは当間接補助金の支出先企業などには利するものがあるとしても、当事業による影響が多数に利するかどうかの判断が必要であるということである。

環境省は、「環境廃棄物処理業の振興方針に関する提言」（資料⑮）を取りまとめている。「産業廃棄物処理業が我が国の社会循環システムに不可欠なインフラであり、地域と共存しながら持続可能な発展を図ることが、循環型社会の構築を図る上で重要」としている。一方で迷惑施設と認識され地域から反対を受けがちであるとし、そのなかでも地域と連携し、地域循環型の構築に貢献していることの重要性を説いている。

その上での公益性のない2点の問題を指摘する。

一つは、地球温暖化抑制やプラスチックゼロ戦略を進めようとする（資料⑮）中で、間接補助事業は破碎などのリサイクル処理ができるものはなく焼却処分だけである。2基の焼却施設は、許可のいらない小型炉であり、冷却機能がなく、排ガス処理能力など公害防止機能は許可の必要な焼却炉より劣る。発電機能などの熱利用もない。今後求められる循環型社会に反するものである。

もう一つ、間接補助事業者は、県産廃指導要綱の

求める施設設置前の事前協議・事前協議に求められる事前住民説明を逃れ、施設が出来上がってから住民説明会を開いた。地域連携に背を向ける行為である。県指導要綱6条が求める近隣者の同意要件は満たしていない。岩戸米生産者など近隣農業者からの不安の声が出され約3千筆もの地元からの反対署名が寄せられている（資料⑬）。反対者は補助事業によって利するものより多いのではないか。間接補助金交付は、県指導要綱を守らなくていいことや、循環型社会をつくる産業廃棄物処理業に必要な信頼性づくりを無視することにつながる。

以上より間接補助事業は公益性に反するものであり、県補助金交付規則第15条2(2)の法令違反に該当する。

(3) 事実を証する書面

- ア 「【新事業チャレンジ支援事業費補助金】土佐市の廃棄物処理施設建設への補助金交付について」
- イ 「土佐市での廃棄物処理施設建設について」
- ウ 令和5年度高知県新事業チャレンジ支援事業費補助金 公募要領（2次公募）
- エ 高知県産業廃棄物処理指導要綱
- オ 高知県補助金等交付規則 ほか

第2 請求の受理

本件住民監査請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定する要件を具備しているものと認め、受理することとした。

第3 監査の実施

1 監査対象事項

請求の内容から、本件補助金の支出が違法又は不当であるか、また、本件補助金を県に返還させる必要があるかを監査対象とした。

2 監査対象部局

令和5年度高知県新事業チャレンジ支援事業費補助金を所管している高知県商工労働部工業振興課（以下「工業振興課」という。）及び廃棄物の処理を所管している高知県林業振興・環境部環境対策課（以下「環境対策課」とい

う。)を監査対象部局とした。

3 証拠の提出及び陳述

(1) 請求人の陳述

令和7年1月31日、法第242条第7項の定めるところにより、請求人に対し、証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

また、法第242条第8項の定めるところにより、関係職員として、工業振興課及び環境対策課の職員6名を立ち会わせた。

請求人は、措置請求書を補充する証拠として、「近隣者の同意要件と同意書の内容は守られていない」と題する書面及び「小型焼却炉はダイオキシンなど抑える公害防止機能が不十分」と題する書面を提出した。

請求人の陳述の概要は、以下のとおりであった。

ア 焼却炉は、設置においても利用においても目的外使用がなされている。Bは、従来から行っているリサイクル業、解体業から出るゴミの処分のために自家処理施設を設置し、その後許可を取って業を行うということである。既存事業に活用するなど、専ら補助事業のために使用されない場合は経費として認められない。

イ Bの申請書類には虚偽がある。計画内容の変更をしていない。

ウ Bによる間接補助事業には公益性がない。

(2) 監査対象部局の陳述

同日、監査対象部局である工業振興課及び環境対策課に対し陳述の機会を設けたが、両課はいずれも陳述を希望しなかったことから、陳述は実施しなかった。

4 監査の実施

工業振興課及び環境対策課から関係書類の提出を受け、本件補助金に係るBの交付申請、本件補助金の交付、焼却炉2基(以下「本件施設」という。)の使用状況等について確認するとともに、令和7年2月18日に聴取を行った。

聴取の概要は、以下のとおりであった。

(1) 工業振興課

ア センターにおいては、外部有識者を含めた5名の審査員により、書面及びプレゼンテーションによる

審査を実施し、一定の点数をクリアした事業者について予算の範囲内で上位の点数の者から採択し、交付決定を行っている。

イ Bの補助金交付申請書に添付された事業計画の内容は、認定経営革新等支援機関である金融機関が確認している。

ウ 本件について、当課は、センター及び環境対策課と連携し、状況を把握している。

エ 今回の補助金上の「新事業」は、産業廃棄物の中間処理事業（以下「中間処理事業」という。）であると考えている。

オ 現時点において、本件施設は中間処理事業に使用されており、自家処理（自らの事業活動に伴って生じた廃棄物を自ら処分することをいう。以下同じ。）には使用されていない。

カ 補助金等に係る財産処分承認基準（以下「承認基準」という。）において、「本来の事業に支障を及ぼさない範囲で一時的に他用途に使用する場合は、財産処分に該当せず、手続は不要である」とされている。

本案件に当てはめれば、中間処理事業に支障がない範囲で自家処理のために本件施設を使用することは一定認められており、財産処分の手続は必要ないと整理している。

キ 今回の補助金は、コロナや物価高騰等により経済的な影響を受けた事業者が業績の回復等を図ることを支援する目的のものであり、公益上必要がある補助金であると考えている。

（２） 環境対策課

工業振興課とは、必要な情報共有を行っており、連携して対応している。

第４ 監査の結果

１ 事実関係の確認

監査対象部局に対する監査の結果、確認した事実は、次のとおりである。

（１） 本件補助金に関する規則、要綱等について

ア 高知県補助金等交付規則（昭和43年規則第7号。以下「交付規則」という。）は、県が交付する補助金等

に係る予算の執行の適正を期することを目的として、補助金等の交付に関し基本的な事項を定めている。

高知県新事業チャレンジ支援事業費補助金は、県が交付する補助金であるから、交付規則の適用を受ける。

イ 県は高知県新事業チャレンジ支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）により、センターは令和5年度高知県新事業チャレンジ支援事業費補助金交付要領（以下「交付要領」という。）により、それぞれ高知県新事業チャレンジ支援事業費補助金の交付に関し必要な事項を定めている。

ウ 「補助金等に係る財産処分について（平成20年11月28日高財政第210号副知事通知）」は、交付規則第19条第1項に規定する補助対象財産の処分の制限に関し、承認基準を設けている。

(2) 本件補助金の支出に関する経緯について

ア 令和5年8月4日、Bは、令和5年度高知県新事業チャレンジ支援事業費補助金交付申請書をセンターに提出し、本件補助金の交付を申請した。

イ 令和5年9月27日、センターは、本件補助金の交付決定をBに通知した。

ウ 令和6年1月19日、センターは、交付決定を受けた補助金のうち219,345,000円について県に概算払を請求し、県は、当該請求に係る支出命令書を作成した（センターへの支払日は令和6年1月31日）。

なお、本件補助金は、上記219,345,000円に含まれている。

エ 令和6年1月25日、Bは、本件補助金に係る補助事業実績報告書をセンターに提出した（センターの受付日は令和6年2月14日）。

オ 令和6年3月5日、センターは、本件補助金に係る額の確定をBに通知した。

カ 令和6年3月8日、センターは、本件補助金をBに支出した。

(3) 本件補助金の交付申請から決定までについて

ア 本件補助金に係るBの交付申請書には、原油・物価高騰を受け売上高が5パーセント以上減少したこと、新たに中間処理事業に参入すること、そのため

に新たに本件施設を導入すること、また、新規事業である中間処理事業は既存事業と顧客が異なることが記載されている。

イ Bの交付申請書に添付された事業計画については、認定経営革新等支援機関である金融機関が内容を確認している。

ウ センターにおいては、外部有識者を中心とした5名の審査員が、製品・サービスの新規性、市場性、実現可能性、事業成果及び費用対効果の妥当性等について、書面及びプレゼンテーションによる審査を実施した上で、交付決定を行っている。

エ 工業振興課は、センター及び環境対策課と連携し、情報を共有している。

オ 補助金の返還に関する条件は、交付規則、交付要綱及び交付要領にそれぞれ規定されている。

カ Bは、令和6年10月9日に中間処理事業に係る許可を受け、現在中間処理事業を実施している。

(4) 本件施設の使用状況について

ア 交付規則第19条は財産の処分の制限について定めており、第1項には、補助事業者は、知事の承認を受けないで、補助事業により取得した財産を補助金の交付の目的に反して使用してはならない旨の規定がある。

イ 承認基準においては、「施設の業務時間外の時間帯や休日を利用し、本来の事業に支障を及ぼさない範囲で一時的に他用途に使用する場合は、財産処分に該当せず、手続は不要である」とされている。

ウ Bは、令和6年10月9日に中間処理事業に係る許可を受け、中間処理事業を実施しており、現在は本件施設を自家処理のために使用していない。

2 判断

(1) 中間処理事業の許可に関連する事項について

請求人は、Bの高知県産業廃棄物処理指導要綱の規定への対応等、Bに対する中間処理事業の許可に関連する事項について種々主張する。

しかしながら、住民監査請求は普通地方公共団体における財務会計上の行為又は怠る事実を対象としており、中間処理事業の許可に関連する事項は県の財務会

計上の行為や怠る事実に該当しないため、住民監査請求の対象とはならない。

(2) 本件補助金の交付申請から決定までについて

請求人は、Bの中間処理事業は市場の新規性要件を満たさない、また、申請資料において新市場進出や売上高5パーセントの内容に虚偽及びその疑いがある旨主張する。

しかしながら、上記1(3)により、本件補助金に係るBの交付申請は交付要綱第3条第2項に定める要件及び市場の新規性要件を満たしていることや、センターにおける審査及び交付決定は適切に行われていることが認められる。

これらのことからすれば、センターが本件補助金の交付を決定したことに違法又は不当な点はなく、工業振興課の対応にも問題は認められない。

(3) 本件施設の使用状況について

請求人は、Bは本件施設を自家処理のために使用しており、これは用途外使用に当たる旨主張する。

しかしながら、上記1(4)により、Bがこれまでに自家処理を行っていたとしても、当該自家処理は財産処分に該当せず、知事の承認に係る手続は不要であると解される。

よって、本件補助金について、知事が補助金の交付決定を取り消す要件に該当するとは認められない。

(4) Bの中間処理事業の公益性について

請求人は、Bの中間処理事業について、今後求められる循環型社会に反するものであること、地元からの反対署名が多く寄せられていること等から、公益性に反するものであり、交付規則第15条第2項第2号の法令違反に該当する旨主張する。

しかしながら、本件補助金は、交付要綱第3条第1項に定めるとおり、新型コロナウイルス感染症又は原油価格・物価高騰等によって経済的な影響を受けた県内中小企業者、中堅企業等が業績の回復又はウィズコロナ及びアフターコロナ時代の変化に対応した持続的な事業運営若しくは成長拡大を図ることを目的として行う設備投資を伴う新たな取組を支援するために交付

されるものである。

また、センターにおいては、外部有識者を中心とした5名の審査員が、書面及びプレゼンテーションによる審査を実施した上で、補助金の交付決定を行っている。

これらのことからすれば、Bの中間処理事業は、高県新事業チャレンジ支援事業費補助金の交付目的に沿ったものであり、公益性を有していると認められる。

3 結論

以上のことから、本件補助金の県への返還を求める請求人の主張には理由がない。

よって、本件措置請求を棄却する。

第5 知事に対する意見

今回の監査を通じて、監査委員としての意見を述べる。

監査結果のとおり、本件補助金の交付に違法又は不当な点はないが、周辺住民が本件施設に不安を持っていることも考慮し、Bの中間処理事業について、センターを通じ事業計画を踏まえた進捗管理を実施されたい。